積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工　事　設　計　書

事　業　年　度	令和 8年度		
設　計　年　月	令和　年　月		
予　算　科　目	款	項	目　　節
工　事　場　所	京都市右京区嵯峨野千代ノ道町他地内		
路線名又は河川名等			
工　　事　　名	橋りょう補修工事（権兵衛橋）		
工　　期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで		
事　業　課（所）名	西部土木みどり事務所	単価使用年月	令和　年　月
工　事　番　号		歩掛適用年月	令和　年　月
変　更　回　数		基準適用年月	令和　年　月
主　　工　　種		単　価　地　区	
前　払　金　支　出		調　整　区　分	

京都市　建設局

チェック欄	

京都市

工 事 概 要

補修橋りょう				橋	1
橋梁用高欄工	m	7			

施 工 理 由

本工事は、転落防止施設が設置されていないため、新たに転落防止柵を設置することで安全な通行を確保するものである。

			設計額		請負額	
			金額	増減額	金額	増減額
工事費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
	消費税相当額	前回	円	円	円	円
		今回	円		円	
支給品費		前回	円	円	円	円
		今回	円		円	

京都市　建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年8月	
歩掛適用年月	2026年8月	
基準適用年月	2026年8月	
単価地区	2601:Ｉ地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	12:橋梁保全工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（１）－１	1.4
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（１）－１	1.2
ＩＣＴ施工補正	補正なし	1.0
週休２日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

工種	種別	細別	規格・条件	単位	単価(円)	備考
橋梁付属物工	橋梁用高欄工	防護柵取付	H=880	m	186,900	材工共 ﾒｶﾆｶﾙｱﾝｶｰによる定着を含む。

設計内訳書（本01）

工事名	橋りょう補修工事（権兵衛橋）	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 橋梁保全工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
橋梁付属物工		式	1				
橋梁用高欄工		式	1				
防護柵取付	H=880	m	7				単　1号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	6				単　2号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	橋りょう補修工事（権兵衛橋）	事業区分 工事区分	道路維持･修繕 橋梁保全工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

京都市

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　1号	防護柵取付	H=880	単位	m	単位数量	7	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費 転落防止柵　P種 権兵衛橋 Y000800014002		箇所	1			
防護柵設置		箇所	1			単　3号
ｺﾝｸﾘｰﾄ削孔(電動ﾊﾝﾏﾄﾞﾘﾙ) CB224410	30mm以上200mm未満	孔	24			02-02-15
合計						
単価						円／m

京都市

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　2号	交通誘導警備員	B	単位	人日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B WB010212		人日	1			単　4号 02-05-20
合計						
単価						円／人日

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　3号	防護柵設置		単位	箇所	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役 R0125		人	1			
特殊作業員 R0101		人	2.5			
普通作業員 R0102		人	4			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／箇所

京都市

２次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛適用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00000　0.0　0

単　4号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	

名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B R0804		人	1			
諸雑費(まるめ) ZS3000004		式	1			
合計						
単価						円／人日

箇所図

右京区嵯峨野千代ノ道町他地内



1 / 1000

本工事施工範囲

特　記　仕　様　書（個別工事編）

工 事 名　橋りょう補修工事（権兵衛橋）
工事場所　京都市右京区嵯峨野千代ノ道町他地内

1　一般事項

第１条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和８年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和８年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※　京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html）

第２条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

１　本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html）に基づいて実施する。

２　受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

３　建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第３条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

⑴　休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
⑵　休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
⑶　勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
⑷　昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
⑸　作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
⑹　打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第４条（前払金）
前払金は、請負代金の４０％以内とし、中間前払金は、同様に２０％以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。
※　京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf）

２　現場条件に関する事項

第５条（現場条件）
本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。
1　アンカーと鉄筋の干渉の有無については現場調査を踏まえて確認すること。
2　本工事ではコンクリート削孔工時において粉塵の発生が想定されるが、受注者は、吸引する装置の併用などを行い、可能な限り回収すること。
なお、回収方法等については事前に監督員と協議すること。
3　転落防止柵ベースプレート設置位置について再度現場にて確認すること。
4　地域住民への説明について、住民の理解と協力が得られるよう元請負人が誠意をもって対応する。その際、説明内容・日時を事前に監督職員に報告する。
5　施工の手順や時間帯について町内会等の地元説明が必要な場合は、発注者に協力する。
6　受注者は、工事お知らせビラの作成及び配布（監督職員が指示する範囲）を行う。
7　受注者は、所轄警察署との協議を踏まえて、交通規制の案内や安全対策を確実に行う。

第６条（施工時間）
施工は昼間施工とする。

第７条（工事規制）
1　本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第１７条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。
京都市道路工事調整会規約施行細則
https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	その他道路	１２月２７日～１月５日	規制期間中は、新たな工事に 着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の 仮復旧等、一般交通に開放する ための工事はこの限りでない。

第８条（交通誘導警備員）

１　交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 （1日当たりの編成人数）	編　　成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	１～３ 名	交通誘導警備員Ｂ １～３ 名	昼　間	無

２　上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

３　監督職員の確認に関する事項

第９条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種･種別等	細　別	材料・資材・製品
橋梁用高欄工	防護柵取付	ｱﾙﾐ製高欄　H=880

第１０条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

４　その他事項

第１１条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の３０日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の２０日前までに提出すること。

第１２条（情報共有システムの利用）

１　本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

　システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン　（令和８年８月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

２　利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

３　システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

４　システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

　なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
（https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html）

第１３条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

１　目的

　本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い実施するものとする。

２　実施内容

（１）　「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア　受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ　遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

　なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２）　効果の検証

　遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３）　費用

　遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に

関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４）　成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。